

一般競争入札の実施について

岐阜羽島クリーンセンターで発電した電力の売払いを下記のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和8年9月29日

岐阜羽島衛生施設組合

管理者 岐阜市長 柴橋 正直

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 件名 | 岐阜羽島クリーンセンターの余剰電力売払い |
| (2) 予定売払い電力量 | 総量 19,414,653 kWh
うち試運転 3,000,000 kWh |
| (3) 履行場所 | 岐阜県羽島市福寿町平方14丁目109番地
岐阜羽島クリーンセンター |
| (4) 履行期間 | 令和9年1月6日0時00分から令和10年2月29日24時00分まで |
| (5) 契約の種類 | 単価契約 |
| (6) 概要 | 岐阜羽島クリーンセンターで発電する電力のうち自家消費分を除いた余剰電力の売払いについて(4)の履行期間における単価契約の締結 |
| (7) その他 | 「岐阜羽島クリーンセンターの余剰電力売払い」の仕様書のとおり |

2 一般競争入札参加資格及び条件

本件一般競争入札に参加できるのは、次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定による破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者で、当該事実があった

日から2年を経過しないもの

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する本組合の公有財産に関する事務に従事する者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされた者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていない者

カ 下記について未納の徴収金がある者

(ア) 申請者の所在地の市町村税及び固定資産税

(イ) 消費税及び地方消費税

(2) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とはみなさない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更正手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法の規定による再生手続が係属中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)及び(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 羽島市を供給区域とする一般送配電事業者との間で、入札対象設備から発電された電力の受電及び取引に必要な契約等を締結している者又は契約締結が可能な者であること。
- (7) この公告の日から過去2年の間に国若しくは地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人に対する電力の売買契約又は電力供給契約の履行実績（それぞれが保有する施設を管理・運営する者との契約を含む。）が2件以上あること。
- (8) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき公告日の属する年度の前年度の4月1日から開札日までの間に同法第31条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。

3 入札保証金

岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第3条第1項ただし書の規定により免除とする。

4 契約保証金

岐阜市契約規則第11条第1項ただし書の規定により免除とする。

5 前払金の有無

無

6 申請書等の受付場所及び連絡先（担当部局）

- (1) 部 局 名 称 岐阜羽島衛生施設組合 施設建設推進課
- (2) 電 話 番 号 (058) 278－7320
F A X 番 号 (058) 271－0159
- (3) メールアドレス gh-kensetsu19@almond.ocn.ne.jp
- (4) 住 所 〒500－8266 岐阜市境川5丁目147番地
岐阜羽島衛生施設組合

7 入札参加資格に関する手続

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出

本件一般競争入札に参加しようとする者は、別紙の一般競争入札参加資格確認

申請書提出要領に従い、申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請期間 令和8年9月29日（火）から令和8年10月13日（火）まで

イ 申請場所 6の担当部局

ウ 申請方法 持参又は郵送による（FAX又は電子メールでは受け付けない。）。

エ 提出時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 入札参加資格の確認結果

令和8年10月16日（金）までに、FAX又は電子メールにより通知する。この通知期限までに通知がない場合は、6の担当部局に連絡し確認すること。

なお、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）を入札参加資格証明書とみなすので、入札会場に入場するときは、これを職員に提示すること。

8 質疑応答

(1) 本件一般競争入札に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で質問書を提出することができる。

ア 提出期間 令和8年9月29日（火）から令和8年10月13日（火）まで

イ 提出場所 6の担当部局

ウ 提出方法 提出場所への持参又は電子メールにより提出するものとする。ただし、提出先へ質問書発送の電話連絡を行うこと。

エ 提出時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）を交付した者に対して、令和8年10月16日（金）までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

9 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月28日（水） 午後2時から

(2) 場所 岐阜市境川5丁目147番地 岐阜羽島衛生施設組合 職員控室

10 入札方法

(1) 入札参加者が代理人に入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(2) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事

項を記載し、記名押印の上、提出しなければならない。

- (3) 入札は、入札日に入札書等を持参し投函するか、入札書等を郵送する方法（以下「郵便入札」という。）により行うものとする。

ア 入札者は、入札書等を封筒に入れ密封の上、封皮に入札参加者名を記入し、提出すること。

イ 郵便入札は、書留郵便によらなければならない。この書留郵便は、二重封筒とし、入札書等を中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮に入札参加者名を記入し、外封筒の封皮には、「入札書在中」と朱書きすること。また、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）を同封すること。

ウ 郵便入札により入札を行う場合は、令和8年10月27日（火）午後4時まで（必着）に6の担当部局宛てに郵送すること。

エ 提出後の入札書の差し替え、変更、撤回はすることができない。

- (4) 入札書の記載方法

ア 「売電料金」とは、仕様書により本組合が掲示する予定売払い電力量に対して、各入札参加者が設定する売電料金単価により算出した金額である（消費税及び地方消費税相当分を含む。）。

イ 入札金額は売電料金の合計を記入し、入札すること。

ウ 入札書には、入札金額の算出内容が確認できるように、入札書の別紙として入札金額算定書を添付すること。なお、入札書に使用する印鑑で割印を行うこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正し、又は改ざんした入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 金額、名称その他入札に必要なとする要件を欠き、又はこれを確認し難い入札
- (7) 法令等に反する不正行為があると認められる入札
- (8) 同一事項に対し、2つ以上出された入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- (11) 開札終了後から落札決定又は低入札価格調査等による保留の宣告を行うまでの間に、当該入札金額について錯誤（民法（明治29年法律第89号）第95条の規

- 定に該当するもの)の申出があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

12 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札参加者の負担とする。

13 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、最高の金額をもって入札を行った者を落札者とする。なお、契約については、落札価格算定の基礎となった各単価により行うものとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) F A X又は電子メールによる入札書の提出は、認めない。
- (2) 入札書は、別に定める様式とする。
- (3) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 本件入札に関し、定めがない事項は、関係法令、岐阜市契約規則その他関係書類の定めるところによる。
- (5) 落札者は、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、その旨届出を行わなければならない。
- (6) 7から10及び14(7)に掲げる期間には、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本組合の休日を含まない。
- (7) 入札結果（入札参加者名及び入札価格）は、原則、入札執行日の2日後に組合のホームページで公表する。
- (8) 入札会場に移動通信端末等の通信機器を持ち込まないこと。
- (9) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。